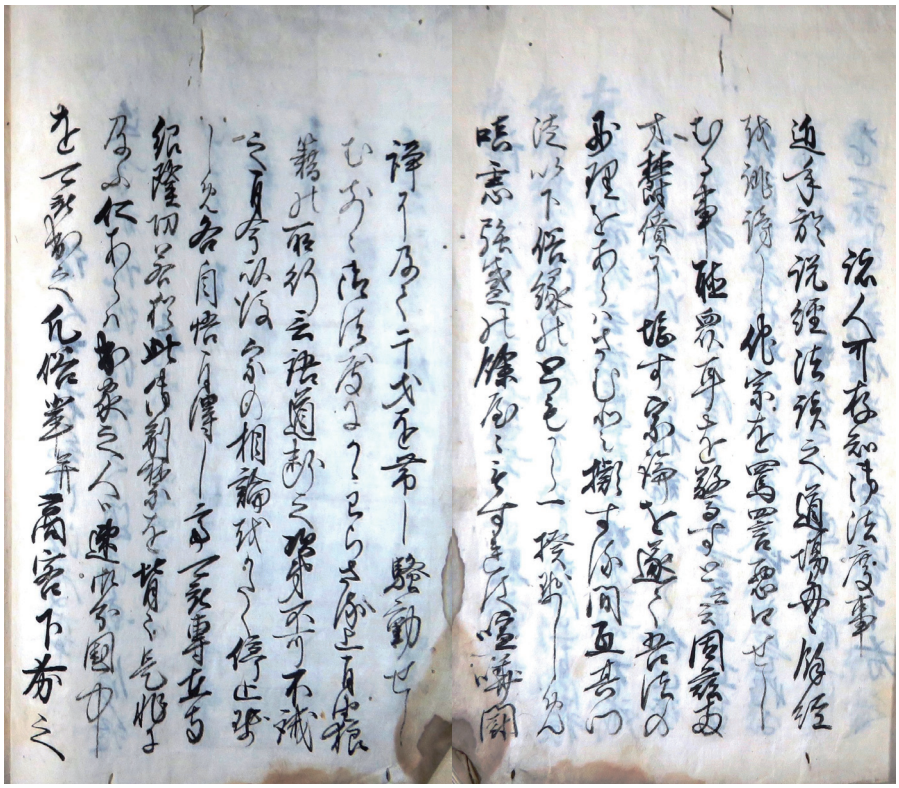

「多々良氏家法」（多賀社文庫179）

文書館 レキシノオト

「音」で読み解く
防長の歴史

♪1

歴史ノオト①

大内氏掟書に耳をすます

大内氏掟書を紐解くと、様々な音に関わることが描写されていることに気づきます。想像力をたくましくしながら、大内氏掟書の音世界に耳をすましてみましょう。

【意思決定と通知】

数か国にまたがる広大な地域を支配する大内氏の権力体としての意思決定は、当主臨席のもと、最有力家臣たちの会議（「御評定」）によってなされました。

そこでは、過去の先例が文書で示されることがあったかもしれませんが、当然音声による意見が戦わされたことでしょう。

「御評定」の場で喧々諤々の議論が交わされたであろうことがうかがえるものとして、大内氏掟書のなかには、当日の議論が長引かないように、前日にあらかじめ大内氏当主の意見を内々にうかがっておくようにという規定があります。

なお、「御評定」の結果は、当主から「仰出」されることになります。こうした命令や通知は文書によってなされましたが、音声を伴った場合もあったと考えられます。

【館内の音】

政庁である大内氏の館へ出仕する諸役人のその日の出欠状況は、毎朝「五太鼓」（午前８時ごろに打たれる太鼓）が鳴ってから当主に報告されることになっていました。時には「五太鼓」の音を聞きながら、あわてて駆け込む人もいたことでしょう。

また、大内氏館では、毎月「御歌」（和歌）や「御連歌」の会が催されていました。

連歌は、参加者が創造と想像の世界を共有しながら、時には酒食を交えて濃密な時間をすごすものでした。したがって、その場で、様々な会話がとびかったに違いありません。参加者のなかには美声の持ち主もいたかもしれません。

なお、大内氏館は当主とその家族の生活空間でもありました。様々な日常的な生活の音が聞こえたことでしょう。

【街の喧騒】

大内氏館の外へ出ると、さまざまな音があふれていました。

たとえば、大内氏当主が外出する時は当然のことながら家臣がお供をします。そういっ

「大内壁書」
（毛利家文庫 27 諸家 3）

大内氏掟書は、法典ではなく、単行法令などが集成されたものです。支配のためというよりも、特定の当主の事跡を顕彰するためであったり、後世に書札礼として利用するためにまとめられた側面が強いと理解されています。

なお、名称は様々で、「大内家壁書」、「大内殿掟制札類」などと呼ばれます。

たお供の家臣に仕える下人（身分の低い家来）は、通行人等を威圧するためでしょうか、大内氏当主の乗った「御輿」の近くで、ややもすれば大声をあげたようです。大内氏掟書では、そのような言動を下人の主人の責任で処罰するよう命じています。

また、昼はもちろん夜中も、通りには様々な音が聞こえました。夜間の静寂をやぶるような「笛」、「尺八」、「音曲」（楽器での演奏や歌）などは、基本的に禁止されました。

なお、街ではありませんが、戦場では「喧嘩」がつきものでした。しかし、喧嘩は軍隊の士気を低下させたり、思わぬ事態に発展する可能性があるため、軍隊内で守るべきルールとして、厳しく禁止されました。

【宗教論争】

後世に「大内文化」と呼ばれる独特で高い文化を誇った大内氏の本拠地である山口には、様々な宗派のお寺がありました。時には、それぞれの教義をめぐって激しい宗教上のやりとりがあったようです。それを物語るのが大永２年（1522）に出された法度です。

これによると、①当時仏教の教義などを人々に語り聞かせる施設において、いつも他の宗派の経典を「誹謗」（そしる）し、「罵詈悪口」（ののしる、悪口を言う）しているので、聴衆が驚いている、②その結果、宗派間の怒りや恨みが積もって、それぞれが互いに自分たちの教義の正しさを示そうと宗教的な論争をする、③さらには、信者をはじめとする世俗の関係者が結束して、激しくどなりあう。④ついには「喧嘩闘諍」に発展し、武器まで持ち出す騒動となる、という事態になっていること等々がわかります。これらの記述からは、聞くに堪えない暴言や、武器や身体のぶつかりあう音、その他の騒動にともなう騒音などが聞こえてきそうです。

なお、サビエルがキリスト教を布教した際、山口における仏教僧との論争が、教義を日本人に正確に伝えるうえで大変役に立ったと言われています。中世の山口は、このような宗教的素地がある町でした。

諸人可存知御法度事

近年於説経法談之道場毎々余経
を誹謗し、他宗を罵詈悪口せし
むる事、聴衆耳を驚すと云云、因茲両
方鬱憤に堪す、宗論を遂て吾法の
妙理をあらはさむと擬する間、互其門
徒以下俗縁のともから一揆せしめ、
嗔恚強盛の余、やゝもすれは喧嘩闘
諍に及て、干戈を帯し騒動せし
む、前々御法度にかゝわらさる上、自由狼
籍の所業言語道断之次第、不可不誡
之、自今以後宗の相論をかたく停止せ
しめ、各自悟自得して可被専在寺
紹隆功、若猶此御制禁を背て、是非に
及ふ仁あらは、出家之人は速御分国中
を可被出之、凡俗輩幷商客下劣之
類は所作の軽重見聞に随て可被処
厳科者也、諸人後悔なからんかために
兼而御掟之趣如斯、甲乙人等宜令所知、
敢勿違失矣、

大永二年六月　　門下

「フランシスコ・サビエル肖像」（一般郷土史料1675）

フランシスコ・サビエル（1506～52）は、日本に初めてキリスト教を伝えたイエズス会の宣教師です。1549年（天文18）鹿児島に上陸し、翌年11月山口に到着します。1551年（天文20）1月には上洛しますが、京都では本来の目的を果たせないことを知り、目標を山口にしぼりました。

同年4月再び山口に入り、珍奇な贈物とインド総督やゴア司教の推薦状を携えて大内義隆に公式に謁見しました。義隆から布教を許可され、住居として廃寺を提供されて布教しますが、同年9月には大友氏の招きに応じて山口を去りました。

サビエル自身の山口滞在は通算でも6か月余りでしたが、ここでの活動が日本における布教活動の真の出発点であったと評価されています。

大内氏館跡の復元された西門（山口市龍福寺）

文書館 レキシノオト

「音」で読み解く
防長の歴史

♪2

「当家制法条々」（県庁旧藩記録13）

歴史ノオト②

萩城正月、万治制法を読む

【万治制法】

万治制法は、萩藩で最も重要かつ基本とされた法令群です。２代藩主綱広の時、万治3年（1660）3月から寛文元年（1661）7月までに制定された30編の法令を総称してこう呼びます。「毛利氏家中の憲法」とも評されます。

とりわけ重要なものが万治3年９月１４日制定の「当家制法条々」です。全33ヶ条からなるこの法令は、家臣が守らなければならない最も基本的なことがらを定めています。幕府の法、および毛利元就以来、代々毛利家で定められてきた法をもとに作成された点が大きな特徴です。その内容は、たとえば、

- ○ 天下（幕府）の制法を守り、特にキリスト教を堅く禁止すべきこと
- ○ 軍役（軍事的な義務）を忘れずに勤めること
- ○ 常に文を学び、武を嗜むべきこと
- ○ 公儀を軽んじ、法を破る者は政道の妨げであり、国賊として扱うこと
- ○ 無許可で他国に出かけないこと

などの条文がありました。

この法を守らない時には、罪の軽重により、斬首･切腹･国退･遠流･籠舎･閉門･過料など７つの罰を課すときびしく戒めています。

【正月11日の儀式】

毎年正月11日、萩城内に家臣たちを集め、この「当家制法条々」全文を読み聞かせる儀式が行われました。会場は萩城本丸御殿の竹之間でした。

「当家制法条々」の原本は、通常、御宝蔵と呼ばれる萩城内の蔵の中に納められていましたが、儀式前日、蔵の外に持ち出され、儀式の場で用いられました。しかし儀式当日、この法令原本が直接読まれたわけではありません。

法令原本は、居並ぶ家臣たちの前、儀式の行われる部屋の上座に、うやうやしく置かれました。儀式の場に藩主は臨席せず、法令原本が、いわば藩主の替わりにその場に据えられたのです。

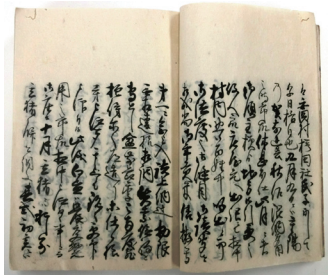

百姓たちへの法令読み聞かせ
（「防長風土注進案」）

「風土注進案」の「風俗」の項に百姓たちへの法令読み聞かせに関する記述があります。

大島宰判久賀村（現周防大島町）では、「他国に出漁していた者たちが盆前に帰国すると、庄屋宅に皆を呼び寄せ、出漁中に出た法令・規則を伝え厳守を申し渡している」という記載があります。

また、一門宍戸家の領地三丘（現周南市）では、毎年９月、村内惣百姓を集めた庄屋宅に役人が出向き、夜中、法令を読み聞かせ、遵守を命じ、百姓から誓約の請印を取ったといいます。

【読みがながある法令】

加判役など重臣たちも列席する儀式の場で法令を読み上げるのは直書役の仕事でした。その際使われたのは、「影之御制法」と呼ばれる法令原本を書き写したものです。

現在当館には、非常に太い巻物状態の「当家制法条々」があります。全部広げると27m余に及びます。特徴的なのは、一部の漢字に読み方（ルビ）や返り点があることです。このことから、この巻物は読むことを前提にしたものだったことがわかります。正月11日の儀式の場で、法令を家臣に読み聞かせるために用いられた「影之御制法」とは、これではないかと考えられます（綱広の黒印の押された法令原本は、現在毛利博物館に所蔵されています）。

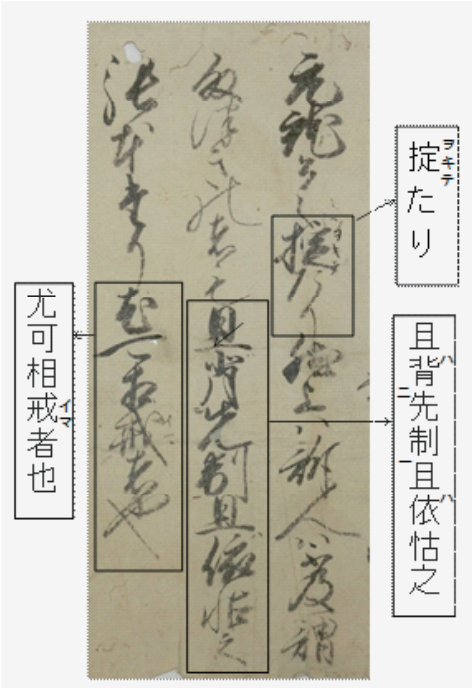

読みがなや返り点が付けられた「当家制法条々」（部分）

【きちんと聞くように】

「当家制法条々」が定められてから80年が経過した元文4年（1739）、藩から家臣たちに対して通達が出されています。それは、正月の法令読み聞かせの儀式に関するもので、次のような内容でした（毛利家文庫・諸省51「諸触書抜」）。

> 正月の法令読み聞かせの儀式に出席する家臣たちは、近年、総じて行儀がよくないように見える（けしからんことだ）。殿様の黒印が押された重要な法令なのであるから、手をついて拝聴すべきである。今後は心得よく、行儀良く拝聴するように。

万治制法の読み聞かせという正月恒例の儀式も、始まって80年も経つと、家臣たちはあまりまじめな態度で臨まなくなっていたようです。藩は、儀式と法令の尊厳を守るため、手をつき（畏まって）読み聞かせを聞くように、と再度きつく戒めているのです。

読み聞かせの儀式自体、次第に形式化していく側面もあったでしょう。ただし、儀式自体は慶応期まで継続しています。藩の最も基本的な法令を、毎年正月、家臣たちに読み聞かせ徹底させる。そうした行為が、藩政期を通じて続けられました。否が応でも万治制法は家臣たちの頭の中にすり込まれていったのではないでしょうか。

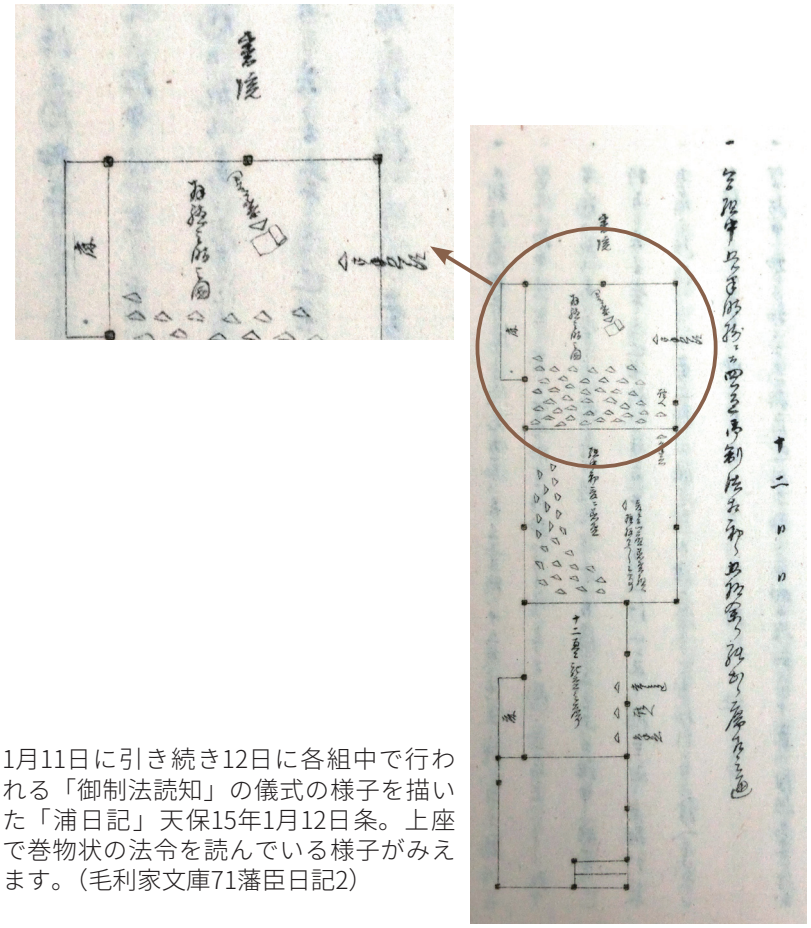

1月11日に引き続き12日に各組中で行われる「御制法読知」の儀式の様子を描いた「浦日記」天保15年1月12日条。上座で巻物状の法令を読んでいる様子がみえます。（毛利家文庫71藩臣日記2）

一筆申入候、御手前事乍太儀
只今之通加判役申付候間、宍戸
主計・益田丹後・福原豊前・児玉
三郎右衛門申談、何辺為能様相心得
諸事先規之通可被遂其節候、
委曲蔵主相含口上候、恐々謹言

大膳

三月十八日　　斉元（花押）

毛利内匠殿

「毛利斉元書状（加判役任命状）」（右田毛利家文書322）

文書館ノキシノオト

「音」で読み解く
防長の歴史

♪3

歴史ノオト③

文字になった藩主の声

【役職を命じた時は】

現代において、何かの役職、役割を命じる場合、その人に「任命書」「命令書」などの文書を手渡します。もちろん簡単な役割であったり、緊急時には、口頭伝達で済ますケースもあります。しかし、任命者、被任命者間での約束、確認の意味で文書の交付は重要な意味を持つでしょう。

上の写真は、萩藩一門八家（家中でもっとも高い階級）のひとつ、右田毛利家の当主毛利内匠（房顕）が、11代藩主毛利斉元（なりもと）から重職の加判役を務めるよう命じられた際の文書です。藩主の花押が据えられた書状形式のこの文書は、いわば「加判役の任命状」です。しかし、こうした文書が常に渡されたわけではありません。むしろ、「藩主の声」による申し渡しが基本であり、重要な意味をもっていました。

【藩主による申し渡しのケース】

享和2年(1802)11月3日、一門八家の福原豊前が、重職である江戸加判役に任命されます。萩城内で9代藩主斉房（なりふさ）から役を申しつけられた際の様子は次のようなものでした。

① 藩主と重役家臣（加判役・当職・当役）が居並ぶ「御対面之間」に福原豊前が召し出される。
② 御手廻頭役により福原の名が披露されたのち、当役の案内で藩主近くに福原が呼び寄せられる。
③ 藩主が福原へ「今の役を差し替え、江戸加判役を申し付ける」と申し渡す。
④ 福原は役職引受けを受諾する
⑤ 福原はいったん退き、麻上下に着替えた後、再び「御対面之場」に入り御礼を述べる。
⑥ 福原に「御手熨斗」がくだされる。

この場合、福原に「任命状」が与えられたわけではありません。重臣たちも列席する場において、「藩主の声」で、直々に役職が申し渡されること、これによって任命は完了し、一同に了解されるのです。

ただし、藩主による申し渡しのあったことは、「御意口上控」と呼ばれる藩の公式の記録に記録されます。

【任命状が渡されるケース】

このように、一門八家の者、およびそれに次ぐ寄組の禄高1000石以上の者は、役職の任命時、藩主からそれを直接申し渡されるのが原則でした。それでは、上の写

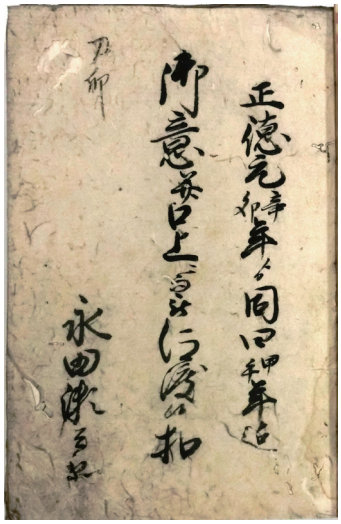

「御意口上控」
（毛利家文庫 38 御意控 1-21）

「御意口上控」は、藩主の口上および藩主の意向を伝える「御意書」と呼ばれる文書を控えた記録です。内容は、藩士の職役交代、知行扶持の加増、家督・隠居などを中心とするものです。当役に付属する御用所において作成・保存されていました。毛利家文庫には元禄 10 年（1697）から明治元年 (1868) までの 379 冊が残っています。

真のような藩の重職に関わる任命状は、どのような場合、どのような形で渡されたのでしょうか。

文政9年（1826）10月17日、一門八家・吉敷毛利家の当主毛利蔵主（房謙）が国元加判役に任じられ、藩主斉元から「御書」（任命状）を下されています。この時斉元は山口に湯治中で萩城を留守にしていました。「御書」（任命状）が手渡される手順は次のようなものでした。

① 藩主の意向を伝える上使が、毛利蔵主宛ての「御書」（任命状）をたずさえて萩城に派遣される。
② 萩城内（記録所ヵ）において上使が一門筆頭の宍戸氏、国元加判役、当職らの重臣に対し、藩主が毛利蔵主を新たに国元加判役に任命することを伝える。
③ 萩城において国元加判役が毛利蔵主に対し、藩主の意向で新たに加判役に任じられることを申し渡す。
④ ③の後、上使が毛利蔵主の自宅に出向き、藩主の「御書」、すなわち任命状を渡す。なお上使は、口上では「今度御用向被仰付候」とだけ述べ、具体的に加判役任命のことは上使から直接伝えない。

このように、毛利蔵主を国元加判役に任命するという藩主の意向は、

(1)上使→国元加判役→毛利蔵主へと口頭での伝達
(2)上使→毛利蔵主への藩主「御書」（任命状）の交付

という２つの手順で本人および重臣たちに伝えられ、周知されています。このケースのように、藩主が萩城におらず、重臣列席の中で直接本人に「藩主の声」（藩主の意向）を伝えることができない場合、藩主「御書」が本人に渡されました。「御書」は、「藩主の声」を伝える媒体（メディア）だったのです。

【「藩主の声」から遠い家臣たち】

禄高1000石未満の寄組や大組の家臣の場合、以上説明した上級家臣とは対応が異なりました。彼らの場合、萩城内の記録所と呼ばれる部屋で加判役から、藩主の「御意」により役職に任命されたことが申し渡されたのです（それより下位の家臣はまた対応が異なりました）。

「藩主の声」により直接役職に任じられること、それは基本的に上級家臣のみに認められるものでした。藩主に直接声を掛けられること（あるいはお目通りが叶うこと）、それ自体が家臣にとって大きな名誉であり、特権だったのです。

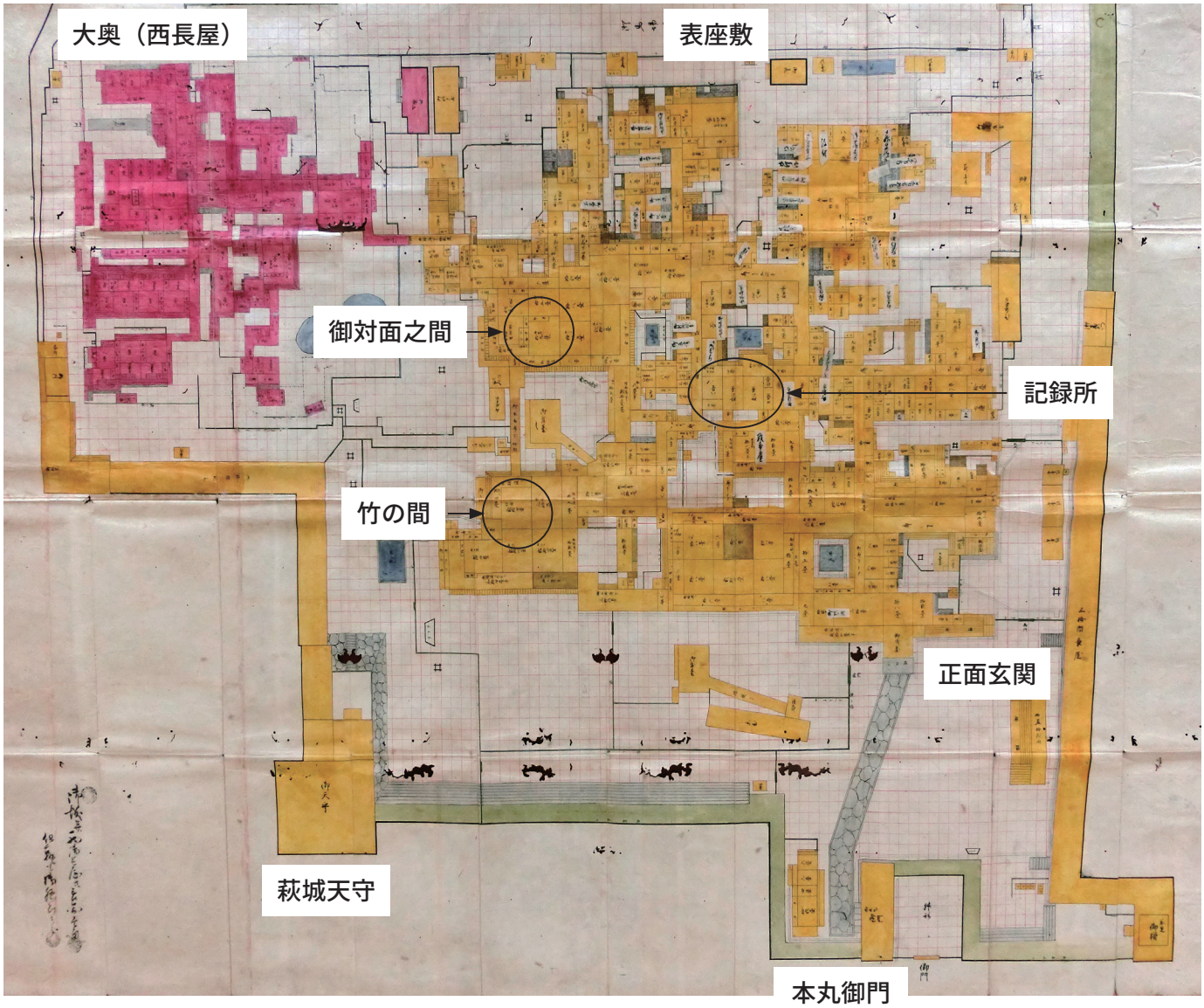

萩御城内御屋敷配置図（嘉永7年=1854）　毛利家文庫58絵図818

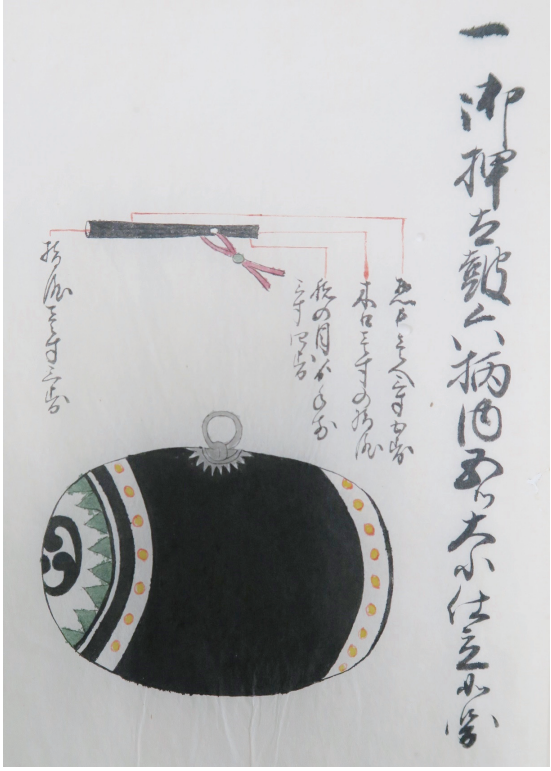

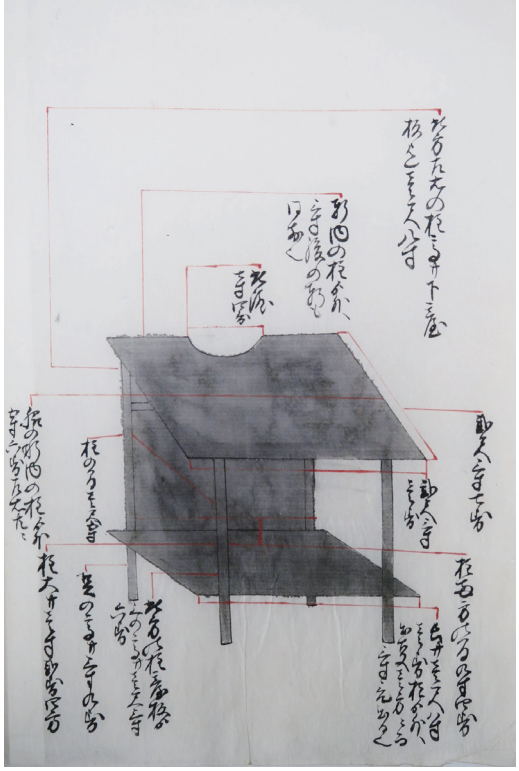

文書館 レキシノオト

「音」で読み解く
防長の歴史

♪4

「御武具覚書」（毛利家文庫15文武59）にみえる毛利氏の「押太鼓」と背負い梯子（裏面参照）

歴史ノオト④

時太鼓と陣太鼓

【時太鼓】

江戸時代、萩城二の丸の東門櫓に接した「時打矢倉」に「時太鼓」があり、城の内外に時を知らせていました。

この萩城の時太鼓については、「八江萩名所図画」巻1の「東御門」の項に、

> 東御門　御城より東の方に在るを以て呼べり、また世俗時打御門といふ、そハ御城内ハ更にもいはず、諸役所其外へも漏尅（トキ）を知らしめんとて此櫓に太鼓を置れ、暁の六ツは是を打て御門を開き、暮の六ツ時キにまた是を打て御門を閉ぢさせ玉ふものなり　是太鼓ハ羊の皮を以て張たるものにて、銘に大内義弘とありと云、是ハ大内家代々の陣太鼓なりといひ伝へり、初防州山口香積寺に在しを、名鼓なりとて出せしものなりとぞ

とあります。

「八江萩名所図画」は萩藩士木梨恒充によって天保5年（1834）に起草されましたが、発刊にはいたらず、明治25年（1892）になって山県篤蔵が改訂増補して刊行されたものです。同様の記事は、当館所蔵の「萩古実未定之覚」（烏田智庵、毛利家文庫16叢書77。村田峰次郎編「長周叢書」に収載）、「両公伝史料」1290、「阿武郡萩市中故事」（県庁伝来旧藩記録803）等にもみえます。

「八江萩名所図画」では朝暮れの六つ時に門の開閉の合図として太鼓が打たれたと記されていますが、『毛利十一代史』享保4年（1719）正月11日の記事には「年来朝五ツ時、晩七ツ時に打ち」とあり、当館の「諸事小々控」の記事でもそれを裏付けることができます。

当時の不定時法では、朝、薄明が始まった時を明け六つとし、夕方、薄明が終わった時を暮れ六つとして時刻の基準としていました。おおむね午前・午後の6時に相当します。

寺院等では、朝夕だけでなく、まさに時太鼓として、各「時」を知らせるのに古くから用いられたようで、15世紀に京都相国寺鹿苑（ろくおん）院内の蔭涼軒主がしるした「蔭涼軒日録」にも、「夜前四鼓之後」「自五鼓至九鼓」「八鼓之刻」「五鼓半時」といった表現がみえます。計時はおそらく香

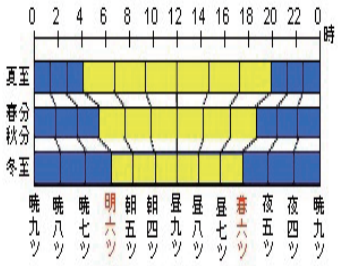

不定時法

不定時法だと、季節や緯度・経度によって１刻の長さが昼夜で異なります。そこで、定期的に昼夜の長さを香時計や漏刻（水時計）で計り、そこから案分して時刻を決める必要がありました。萩城勤務の人々は、夏は勤務時間が長く、冬は短いことになります。

さらに、基準となる明け六つは日の出の約30分前、暮れ六つは日没の約30分後に設定されていたので、裏面の「時報の混乱」にみるように、明け六つから五つまでと、昼七つと暮れ六つまでの間を少し長めに案分して萩城の時打ちをする習慣が生まれたのではないかと考えられます。

時計（常香盤、香炉の中に、香型とよばれる定規を用いてジグザグ模様に抹香を埋め、一端から火をつけて時間の経過を測るもの）を用いたのでしょう。

【時報の混乱】

萩城の時報（時太鼓）も、基準となる明け六つから暮れ六つまで香時計で香を焚き、それを6つに案分して時を刻み、享保4年頃には先述のように朝の五つ（おおむね午前8時）と夕七つ（おおむね午後4時）に打っていました。この時打は家臣たちの出勤（登城）・退出（下城）の合図でもありました。

ところが、その時刻が、貞享3年（1686）から端坊（はしのぼう）で打たれるようになった「時の鐘」（シートNo.5参照）と大いに相違（「抜群相違」！）しているというので、藩が原因究明に乗り出すことになりました。すなわち、朝五つの太鼓は端坊の時鐘より遅く、夕七つの太鼓は端坊の時鐘よりかなり早かったのです。萩城に勤務する家臣たちにとっては、まことに都合のいい時報でした。

なぜこうなったかを調査させると、従前から慣習として朝の六つから五つまでの香と夕（昼）七つから六つまでの香を、通常の時の倍の長さで焚き、朝五つと夕七つの時刻を決めているというのです。そこで改正の議がおこり、享保4年1月11日、本法のとおり三分の一だけ長くして計時するように改正されました（結果、家臣たちの勤務時間は延びてしまいました。下写真参照）。

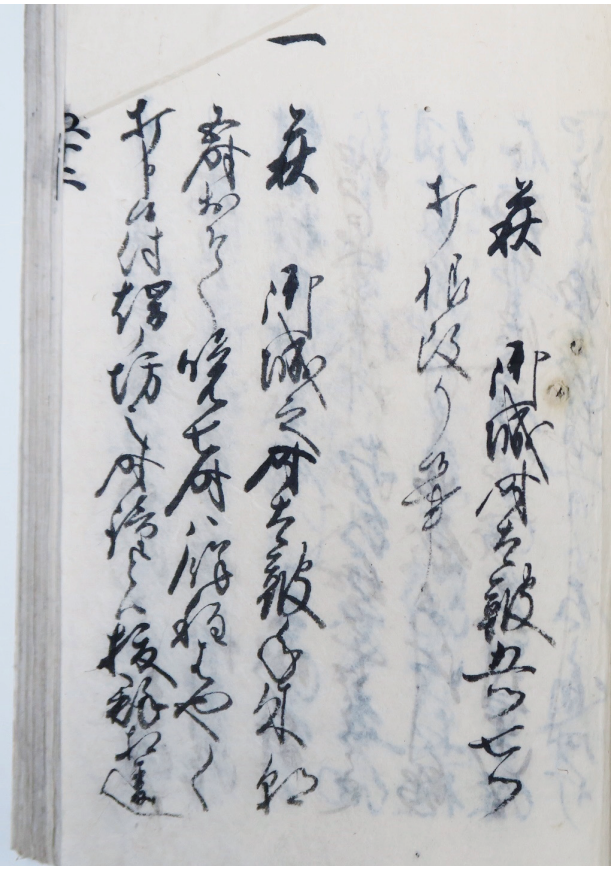

【陣太鼓】

さて、萩城の時太鼓に銘を残したという大内義弘は、応永6年（1399）の「応永の乱」で足利義満と争って敗れた人物です。その決戦の場となった堺の陣中に平城を構えていましたが、そこに太鼓がありました。11月29日、戦いの火ぶたが切って落とされたときの様子です。

> 去（さる）程ニ討手ノ兵ト評議ニハ 是程ノ平城只一度ニ可責落トテ、十一月廿九日ノ卯ノ時ヨリ押寄セ、御方三万余騎、楯ノ板ヲ扣（たたい）テ一度ニ鬨（とき）ヲ作ケレバ、城中ニモ五千余騎、大鼓ヲ撃テ、矢蔵掻楯ヲ扣テ鬨ヲゾ合セケル、敵御方ノ鬨ノコヘニ、天地モ崩レ、大海モ破ルヽカト覚ヘタリ、（応永記）

太鼓がここでは「時」でなく「鬨」（とき）を作る合図に、「陣太鼓」として使われています。戦場の喧噪が聞こえてくるようです。先にみた萩城の時太鼓は大内氏代々の「陣太鼓」であると伝えていますから、それを信じれば、あるいはこの太鼓がそれであったかもしれません。

萩城の時太鼓があったという香積寺はその大内義弘が建立し、現在の瑠璃光寺の場所にありました。「瑠璃光寺五重塔」（国宝）は、彼の菩提を弔うために建てられた「香積寺五重塔」で、香積寺が萩に移された後も山口に残されたものです。

いずれにしても太鼓は集団的な戦闘にはつきもので、応永27年（1420）、芸予諸島で朝鮮からの使節一行を襲おうとした「海賊」も、

> 鼓を撃ち旗を張り角を吹き錚（かね）を鳴らし甲を被り弓を執りて立つ、（中略）小船の中に人立つこと麻の如し、（「老松堂日本行録」）

といったぐあいでした。

冒頭に載せた太鼓の図は、「御武具覚書」（毛利家文庫15文武59）に見えるもので、毛利氏の「陣鐘」「陣貝」とならんで描かれた「押太鼓」（進軍や攻撃開始の合図に打ち鳴らす太鼓）とその背負具です。これらは、戦場において味方の進軍や攻撃開始の合図を送ったり、陣形を整えたりするのに使われました。

「萩御城時太鼓五ツ・七ツ打やう改り候事」
（毛利家文庫31小々控8（53の8）通番35）
享保3年（1718）12月8日の記事

萩　御城時太鼓五ツ七ツ
打様改り候事

一　萩　御城之時太鼓、年来朝
五時おそく、晩七時ハ余程はやく
打申候付、端ノ坊之時鐘とハ抜群相違
・・・・・・

「御国廻御行程記」山口の時鐘部分。（毛利家文庫30地誌57）

文書館 レキシノオト

「音」で読み解く
防長の歴史

♪5

歴史ノオト⑤

時の鐘

【時鐘】

萩の城下に時を告げる鐘が置かれたのは貞享3年（1686）のことで、真宗寺院端坊（はしのぼう）に鐘楼堂が設置されました。徳山には、それより早く万治元年（1658）に設置されたようです。その後元禄16年（1703）には三田尻船倉に（『もりのしげり』）、正徳2年（1712）には山口の端坊に時鐘が設けられました。天保13年（1842）には、萩城下5か所（松原口・橋本橋・松本橋・中渡番所・鶴江）に時鐘が増設されました。

【萩の時鐘と鐘楼堂】

萩城下端坊に時鐘として置かれた梵鐘はその後、大正元年（1912）にいたるまで220年以上にわたって使用され、その後戦時中の供出を免れて現存しています（萩市指定文化財。コラム参照）。時鐘が吊された鐘楼堂は貞享3年、萩藩第3代藩主吉就が初入国にあたり、時鐘用として寄進建立したもので、年々現米15石を扶持して常に2名の鐘撞を置き、諸士から時鐘料を徴収しました。

建物は木造入母屋造りで、当館の絵図によると、下層は3間四方、「鐘之段」は2間四方となっています（「端坊鐘突堂之図」毛利家文庫58絵図1083。裏面参照）。

梵鐘は青銅製で総高1.465mのかなり大きなもので、作者は藩の御細工人、鋳物師郡司喜兵衛信安。郡司一族を代表する近世の名工として知られています。

【山口の時鐘と鐘楼堂】

一方、山口の端坊に設けられた鐘楼堂は、当館の資料によると、やはり3間四方の二層瓦葺きでした（「防州吉敷郡山口端坊時鐘之覚　享保七年（写）」県史編纂所史料734）。時鐘は萩のものと同じ大きさで、やはり藩の鋳物師郡司氏が作りましたが、戦時中の供出により現存していません。

山口の時鐘は、萩藩第5代藩主吉元の帰国にあわせて始められるよう鋳造されましたが、萩で作られた鐘が「以の外おもく（もってのほか重く）」、山口まで運ぶのに手間取って間に合わなかったため、臨時に山口常栄寺の鐘を吊って殿様の通過時分だけ対応しました。

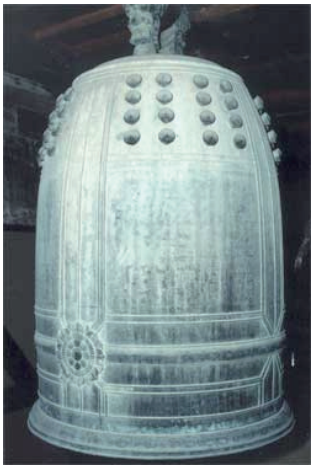

「端坊梵鐘」（萩）

時鐘をおく鐘楼は軍事施設としての側面を持っていたため、設置には幕府の許可が必要でした。本文でふれた時鐘堂５か所の増設もなかなか幕府の許可が下りず、設置には２年近い年月がかかりました。

これらの鐘は、たとえば異国船を発見した場合などの非常時には「●●、●●、・・・・・・」という「二ツ切」で打たれ、それを聞いた家臣らは登城して警衛にあたることになっていました。

山口では古くは善福寺の鐘を時鐘として利用していたことがあったようですが、その後ながく断絶していました。山口に時鐘が到着し、端坊の閑隆和尚によって撞初めが行われたのは、正徳2年（1712）7月7日のことでした。

山口に時鐘が置かれることに際しては、山口市中の多くの寺から設置の要望があったようですが、ひとつは立地条件、ひとつは萩でも真宗端坊に時鐘があったことから、山口の端坊に決まったようです。

山口端坊の時鐘は、『山口県寺院沿革史』によると、明治4年（1871）まで市中に時を告げていたようです。

【徳山の時鐘と鐘楼堂】

徳山藩の時鐘については、『徳山市史史料　上』第五編に載せる「藩史」の巻7に記述があります。

> 万治元年（1658）戊戌9月10日（一本10月）徳山時之鐘成就、今日卯之刻撞初被仰付之、場所は鐘撞堂丁頭東側之裏三田川端ニ堂建之

その後延宝7年（1679）・貞享4年（1687）に鋳替えられ、藩の改易・再興を経て、享保4年（1719）10月8月の子の刻に改めて撞初めが行われました。藩が中絶していた間（1716-19）、時鐘は常祷院に預け置かれていたようです。藩の再興に伴って鳴り響いた鐘の音は、文字通り徳山の人々に新たな時を告げるものでした。

萩端坊の鐘楼

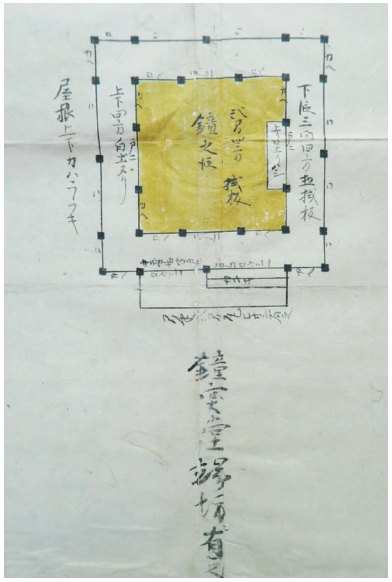

（毛利家文庫58絵図1083）「端坊鐘突堂之図」

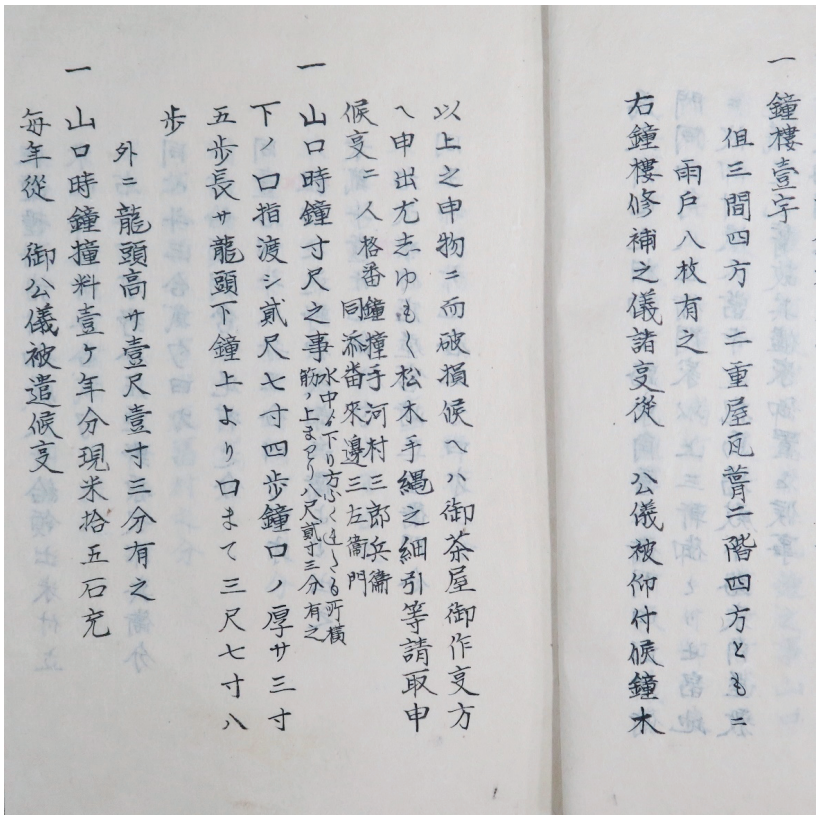

一　鐘楼壹宇
但三間四方　二重屋瓦葺二階四方とも ニ
雨戸八枚有之
右鐘楼修補之儀諸支從　公儀被仰付候鐘木
以上之申物ニ而破損候ヘハ御茶屋御作支方
ヘ申出尤志ゆもく松木手縄之細引等請取申
候支ニ人格番鐘撞手河村三郎兵衛
同　添番　來邊三左衛門
一　山口時鐘寸尺之事水中ヘ下り方ふくはゝる所横
下ノ口指渡シ貳尺七寸四歩鐘口ノ厚サ三寸
五歩長サ龍頭下鐘上より口まて三尺七寸八
歩
外ニ龍頭高サ壹尺壹寸三分有之
一　山口時鐘撞料壹ヶ年分現米拾五石充
毎年從　御公儀被遣候支

「防州吉敷郡山口端坊時鐘之覚　享保七年　（写）」（県史編纂所史料734）

この資料は、戦前におかれた県史編纂所が昭和十五、六年頃に山口端坊の原本を謄写したものです。山口市の安部家文書79にも同じものの写しがあります。

文書館レキシノオト

「音」で読み解く
防長の歴史

♪6

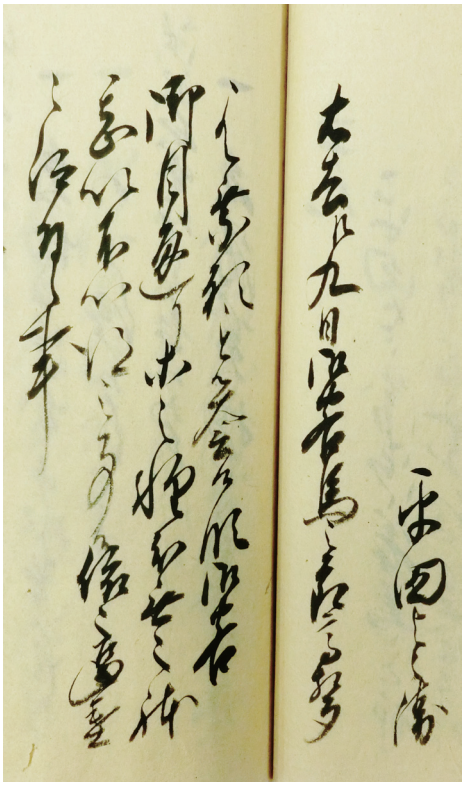

右、去ル九日、御客馬之節、高声
二て乗形を誉候段、御客
御目通り等之憚茂無之躰、
甚以不心得之事候、依之逼塞
被仰付候事、
平田与兵衛

「平田与兵衛御客馬之節高声ニ而乗形を誉候付逼塞被仰付候事」
（毛利家文庫31小々控14（20の3））

歴史ノオト⑥

江戸時代の高声（こうしょう）

～「高声」をめぐる３つのできごと～

【禁じられる高声】

「高声」とは、「大きな声。高い声。」（小学館『日本国語大辞典』）のことを言います。今日でも場所柄をわきまえない大声は批判されることが多いですが、江戸時代も変わりはありません。

例えば戦陣において、兵士が大声で話していては、指揮の声や合図が行き渡りません。そのため軍法においても、陣中では「小歌其外高声停止之事」と言い渡されています。つまり歌はもちろん、不容易な大声は禁じられていたのです。

こうした「高声」の禁止は、戦場だけではありません。ここでは、「高声」が注意を受け、時には処罰の対象になった事例を紹介します。

【「高声」事件簿　その１】

まずは寛延２年（1749）祖式蓑之助の中間（ちゅうげん）・三左衛門の事例です。

この年の１月13日、殿様（6代藩主宗広）が寺参りをされる際、蓑之助にも随行を命じられました。蓑之助の供をした三左衛門ですが、御小姓の伊藤源左衛門の中間・伝助とトラブルを生じさせてしまいます。事件の発端はたいしたことではなく、進む順序の行き違いに過ぎませんでした。殿様の寺参りの行列内で大きな声が挙がったため、目付が確認のため現場に赴きました。その結果、伝助は行列中のことから言い争うことを控えたものの、三左衛門が大声をあげて抗弁したことが判りました。

こうしたことから、場所柄に不適切な大声をあげた三左衛門は蓑之助のもとから解雇され、しかも再就職を禁じられる罰を与えられました。

【「高声」事件簿　その２】

もうひとつは明和2年（1765）、御奏者の平田与兵衛が処罰された事例です。場所は萩藩江戸屋敷と考えられます。

12月9日の来客時、おもてなしのひとつとして殿様（７代重就）が所有する馬を披露されました。

騎乗者の「乗形」が見事だったのでしょうか、与兵衛は客人の前であることを忘れ、思わず大きな声をあげてしまいます。

「諸事小々控」
（毛利家文庫 31 小々控）

「諸事小々控」は、藩主の動向や庶民の動静までを記録した文書群です。内容は多岐にわたっていて豊かな情報を有します。万治元年（1658）から天保３年（1832）までの記事を採録し（一部欠失あり）、443 冊が伝存しています。

当館では記事目録を作成し、記事内容が検索できるようにしています。当館ウェブサイト、または『毛利家文庫目録別冊３～５』を御利用ください。

大切な客人を前にした与兵衛の振る舞いは当然問題視され、12月16日に逼塞を命じられてしまいます。しかし、重罪というほどのこともなかったため、26日には許されました。

【行儀の悪い大名たち】

とりあげたふたつの事例は、萩藩士や、藩士に仕える人々です。一方で大名はどうだったのでしょうか。大声で騒ぐようなことはなかったのでしょうか。

寛保元年（1741）7月6日、幕府は諸大名に対して次のような指令を出しています。

> 将軍へ定例の挨拶のため登城した大名たちの中に、お目見えが済むまでの間、大声で話している者がいる。このことは大変不作法なので慎むように。今後、そのようなことがあれば誰であるのかを確認することとする。

驚くべきことに、江戸城において、将軍への謁見前、大名同士が「歓談（？）」しているというのです。ここでは、大名にとって主君である将軍へ拝謁することへの「緊張感」はあまり感じられません。時と言い、場所と言い、大名に対して抱くイメージと大きくかけ離れた姿が垣間見えます。

しかもこうした指令は1度ではありませんでした。42年後の天明3年（1783）、同様の指令が出されています。しかもこの時には次のようなひとことが添えられています。

> このことは寛保元年にも指示したところである。しかし、近頃は勘違いしている者もあるように耳にしているがいかがであろうか。以前に伝えたように、きちんと心に留め置くように。

儀式・典礼や政治向きの通達であればともかくも、「江戸城内で大声で騒ぐな！」と命じなければならない現状。これが幕府の権威が失われていく過程の中で生じたものなのか定かでありませんが、強固な幕藩体制の緩みを想像してしまう一幕です。

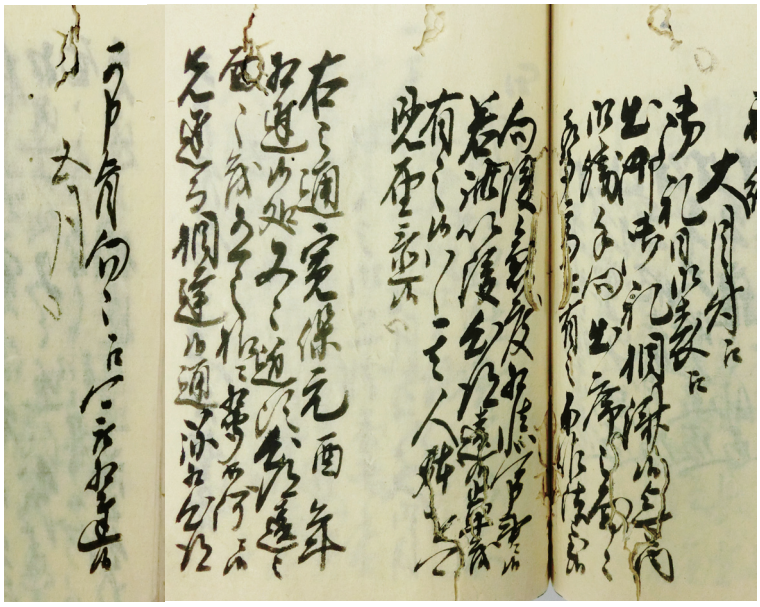

大目付江
御礼日御表江
出御、御礼相済候迄之内
御勝手向出席之面々
声高ニ有之、不作法之至候、
向後急度相慎可申事ニ候、
若此以後心得違候輩茂
有之候ハヽ、其人躰を可
見届置候、
右之通寛保元酉年
相達候処、又々近頃心得違之
面々茂有之様ニ相聞如何ニ候、
先達而相達候通弥御心得
可申旨向々江可被相達候、
五月

毛利家文庫41公儀事15（17の2）「於御城御礼日高声不仕様ニとの御廻状之事」より。2度目の注意が出た際のものです。

幕府が大名に対して指令を伝えるひとつに「大目付廻状」があります。老中は指令を大目付に伝えます。次に大目付は、いくつかある大名のグループの代表者を集めてその指令を伝えます。大名のグループの代表者は、受け取った指令を自分のグループのメンバーに回して、幕府の指示を周知させました。この時、萩藩と同じグループには、広島藩浅野家、米沢藩上杉家、佐賀藩鍋島家、二本松藩丹羽家などがいました。

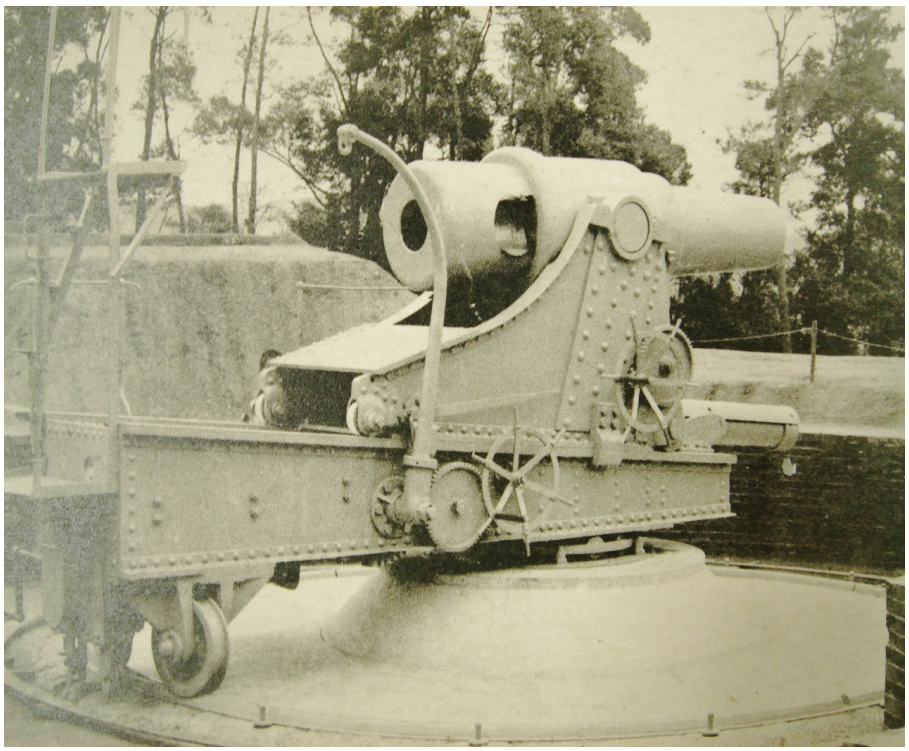

亀山砲台えはがき（文書館図書726-58（51））

文書館レキシノオト

「音」で読み解く
防長の歴史

♪7

歴史ノオト⑦

近代山口をいろどった「亀山砲台」の音

【近代日本の象徴「富国強兵」】

「明治三十七八年の戦役」、つまり日露戦争におけるかたちのうえでの不明瞭な勝利は、明治国家の「強い国」への想いの到達点ともいえるものでした。従軍戦没兵士の慰霊鎮魂とあわせて、戦争の勝利を印象づけるために砲弾や砲台などが「戦利品」として飾り立てられたり、記念碑が築かれたりしました。それは、外交上の薄氷の勝利を重厚なものに見せかけるための視覚的な操作でもありました。

山口においても維新期の藩主敬親や支藩主の銅像が建て並べられた聖なる丘「亀山」の西南端、平蓮寺山に「日露戦役紀念標」として砲台が据え付けられました。

毛利家一門の主唱の下、桂太郎を総裁にいただいて設置事業は進められていきました。砲台を載せるマウンドを含め、公園の全体プラン作成を手がけたのは陸軍中将有坂成章です。岩国藩砲術士の嗣子として岩国藩日新隊に所属して鳥羽伏見の戦いに従軍しました。明治維新後は帝国陸軍造幣工廠に所属して、同じく岩国藩出身の西田明則（東京湾海堡の設計者）とともに要塞築造に腕をふるいました。また、銃砲兵器開発者としてもその名を知られていました。日露戦争前半のハイライト「旅順要塞陥落」に際しては、彼の手になる「有坂砲」が大いにその威力を発揮したといわれています。

公園整備は、明治40年（1907）7月に起工、43年5月に完成、盛大な落成式が挙行されました。前方後円墳を彷彿とさせる形状の巨大なマウンドの中央くびれ部分に据え付けられたのは、日露戦争の旅順要塞攻防戦で日本軍の主力兵器として威力を発揮した「二十八糎（センチ）榴弾砲」でした。

亀山の砲台公園は、以後、山口名所の一つとなります。そして、時報として、毎日正午を告げる空砲が発せられたとか。近代に入って全国各地に築かれたこのような「時を告げる」場所は、「午砲台」とか「ドン山」と呼ばれました。時を告げるという意味では、明治以前の「山のお寺の鐘が鳴る～♪」の延長線上にもあるものといえます。実際にその音を体感したわけではありま

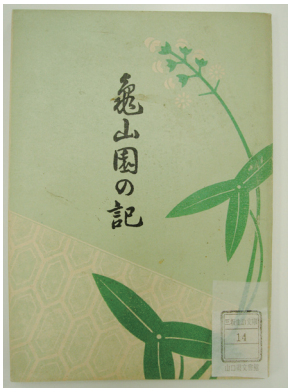

「亀山園の記」
（三坂圭治文庫 14）〔昭和 2 年〕

山口町長や山口教育博物館長をつとめた作間久吉によって記されたものです。

山口町の中央部に位置する亀山の山頂部には毛利家銅像が建ちならび、山全体の寄贈を受けた毛利家が亀山園保存会を組織して山口の聖地としてその維持管理にあたりました。

亀山山頂の銅像公園、香山園の毛利家墓所、野田御殿の東方背後に控えた野田神社豊栄神社を結ぶと、山口に明治維新をもたらした毛利敬親が形成した「聖なるトライアングル」が浮かび上がってきます。

せんが、「近代的な、いかつい兵器から発せられ、轟きわたった大きな音」は新しい時代を実感させる装置として人々の耳目を惹きつけたものと思われます。

戦後になって、この場所にはサビエル記念聖堂が建てられました。再建されたサビエル記念聖堂の鐘の音は、今も山口にとってはなくてはならない音風景です。

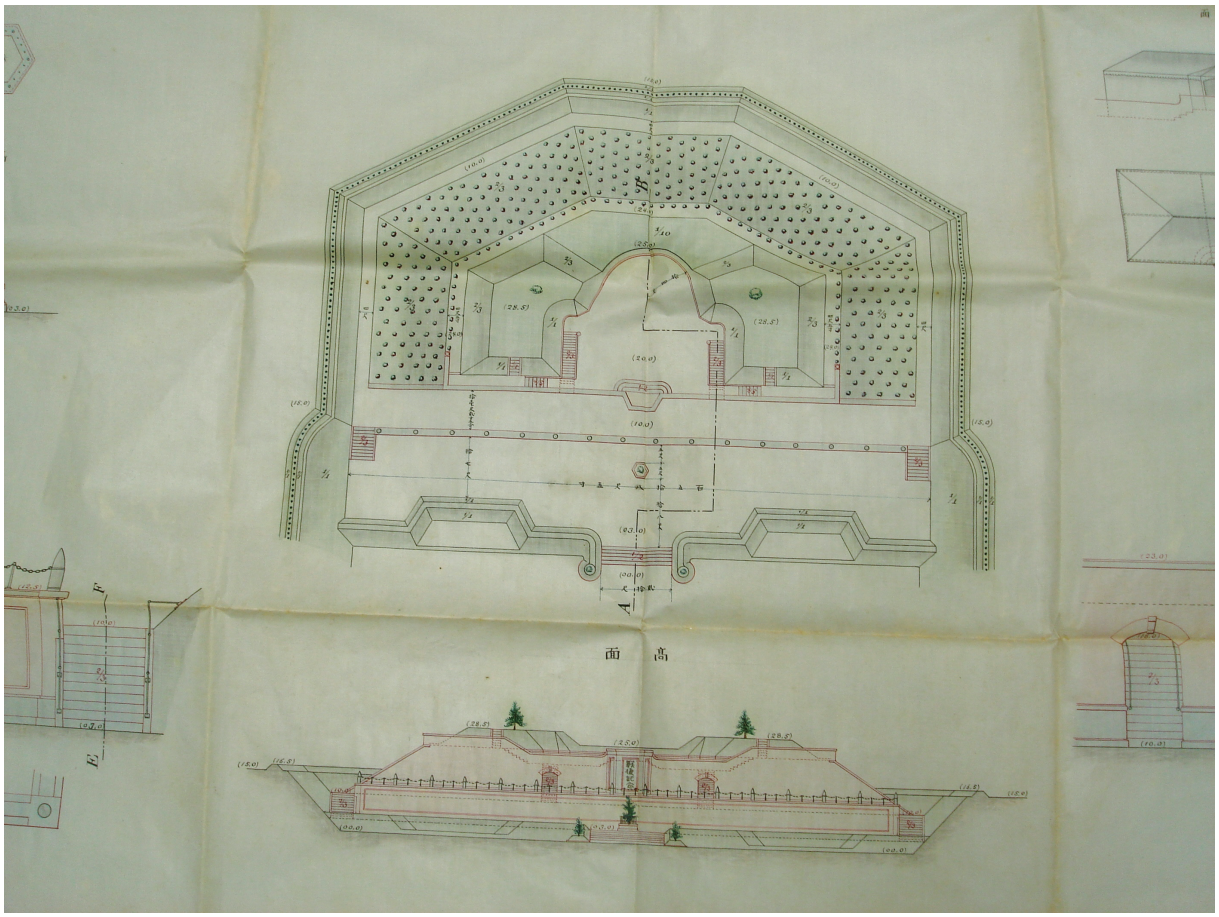

「亀山砲台公園設計図」（毛利家文庫58絵図 996）
設計者である陸軍中将有坂成章から毛利家家扶田島信夫に提出したもの

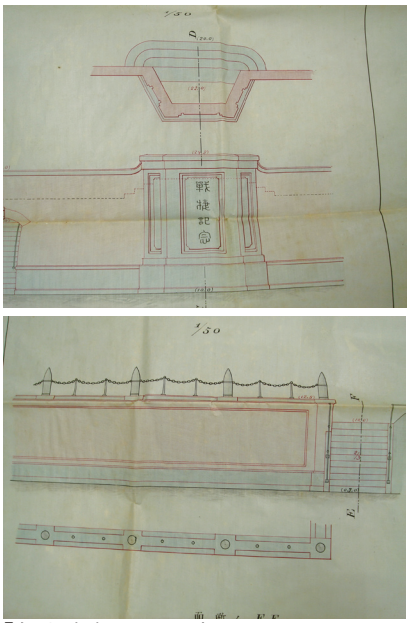

「亀山砲台公園設計図」
（毛利家文庫58絵図 996）
上　中央部「戦捷紀念」のプレート
下「砲弾」を用いた囲柵

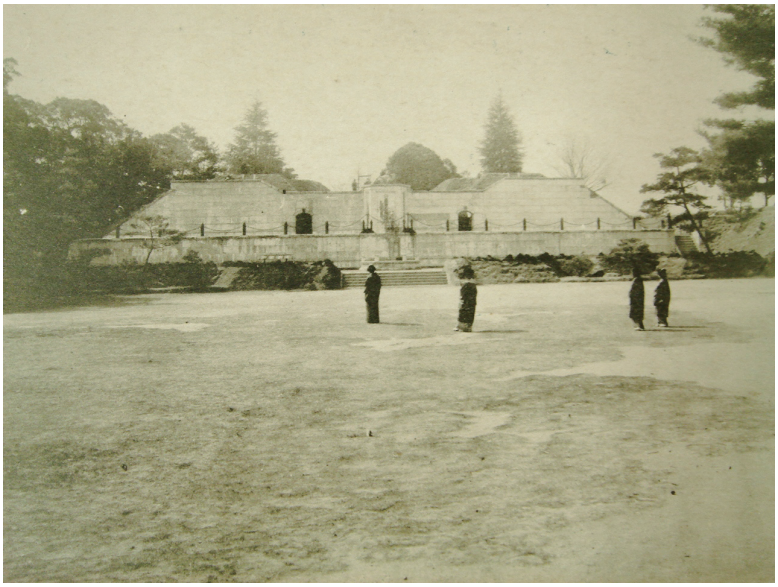

亀山砲台公園全景えはがき（文書館図書726-58（69））

文書館 レキシノオト

「音」で読み解く
防長の歴史

♪8

「防長精神と選挙粛正（レコード）」（一般郷土史料1168）〔昭和10年8月吹き込み〕

歴史ノオト⑧

政治の音 ～「選挙粛正」と「防長精神」～

「開会の辞」「閉会の辞」「祭文」「誓詞」「演説」「宣言」「訓示」。共通するのは、集った人々の前でメッセージが読み上げられるということです。この「発せられた」音に、人々が一斉に耳を傾けること、つまり、音の響きのもたらす求心力がその場における最も大切な要素です。これは、「祝詞」や「おつげ」に神妙に耳を傾けるのと同じ構図なのかもしれません。こうして発せられた数々の音は、文字としても記録されました。時代が下れば新たなツールとして「レコード」や「映像」もそこに加わることになりました。

声を発することといえば、儀式後の直会（なおらい）の場面での「乾杯の音頭」や「万歳三唱」もこのカテゴリーに属するものと言えるのではないでしょうか。飲食をともにすることに加え、同じ言葉を発することに大きな意味があるのです。

スポーツイベントや学校行事などでの「国歌斉唱」も、参加者による「唱和」が帰属意識を生み出す装置となっていると理解できます。

【選挙粛正の音】

昭和初年、政友会と憲政会による二大政党制がもたらした不安定な政情、経済的な停滞、閉塞感の充満した時代の雰囲気のなかで人々は安定を求めました。政治の面では、二大政党による候補者調整が無投票といういびつな形で表面化してしまいました。また、暗躍する「選挙ブローカー」による票の買収や調整が問題視されたことから、本来あるべき清く正しい選挙の姿が希求されるようになっていきました。そして、そのロジックの形成に利用され強調されていったのが「防長精神」だったのです（田中義一や松岡洋右が「お国入り」に際して好んで用いたとされます）。昭和10年6月、全国的な選挙粛正方針が打ち出されました。これにともない、山口県でも同年10月の県会議員選挙を目前に控えた8月、菊山嘉男知事の演説「防長精神と選挙粛正」がレコードに吹き込まれたのです。

選挙粛正部落懇談会の光景

「選挙粛正一件」
（県庁戦前 A 総務 1661）

選挙粛正数え歌

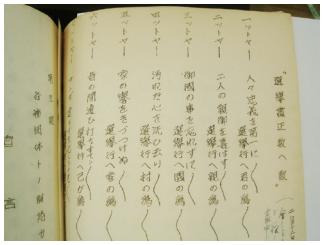

「選挙粛正一件」
（県庁戦前 A 総務 1660）

部落懇談会で配付され、選挙粛正の徹底を図りました。

（演説：一部抜粋）
　・・・・・・殊に諸君、我が防長の地は明治天皇の皇謨に対し翼賛し奉ること最も深き維新の大偉人、憲政の大先覚を輩出したることに付、最も大なる誇を有する土地柄ではありませんか・・・・・・我々は今にして之等に対し深く恩を致し地方自治の健全なる発達と立憲政治の円満なる成果とを挙ぐるに付最善の努力を致さなければならぬと痛感致すのであります・・・・・・百難を拝して積弊一掃に乗り出すべき時であります、全力を挙げて邁進すべき秋であります。・・・・・・況や輝かしき憲政の先輩純忠の士を輩出したる我が防長人士の断じてとるべき道ではないと信ずるのであります。諸君、防長精神の権化吉田松陰先生が申されました、「松下陋村と雖も誓つて神国の幹と為さむ」と、此の精神気魄は今日尚躍々として防長人士の血に傳はりつつある筈であります、非常時打開の急を叫ばるる今日、大に此の気魄の躍動を高め真に清き理想の選挙を敢行し防長人士として卒先天下に其の範を示されんことを切望の至りに堪えませぬ

選挙粛正運動要録
（「選挙粛正一件　地方課」県庁戦前Ａ総務1661）

【防長精神の音】

昭和初年以降、政治の表舞台に姿を現しはじめた「防長精神」は、山口県（長州）の歴史顕彰のあらゆる場面で利用されるようになっていきます。

昭和9年には「明治天皇行幸五十年記念行事」として師範学校講堂で記念式典が、教育博物館では行幸記念展覧会が催されました。また、昭和11年の「王政復古七十年記念事業」として亀山園で「先賢慰霊祭」が開かれました。こうした儀式のために用意された「式辞」や「祭文」の文言からも、「防長精神」が強く意識されていたことがわかります。これらを読み上げて「音」を発することに大きな意味があったのです。

昭和11年2月実施の総選挙に向けて、「選挙粛正」のベクトルはより先鋭化されていきます。選挙粛正の徹底のために県下各地で開催された部落懇談会では、「百万一心 明るい選挙」などの標語が会場に掲げられ、それを「読み上げる」ことが重視されました。そして、県庁事務官の説明や選挙粛正啓発映画の上映に加えて、知事演説のレコードはフル稼働したのです。懇談会復命書の様式には、開催地や参加者に加えて、「不穏の言動または秩序紊乱事実の有無」の記入欄も用意されており、これから先の暗いみちのりへのきざしをうかがうことができます。

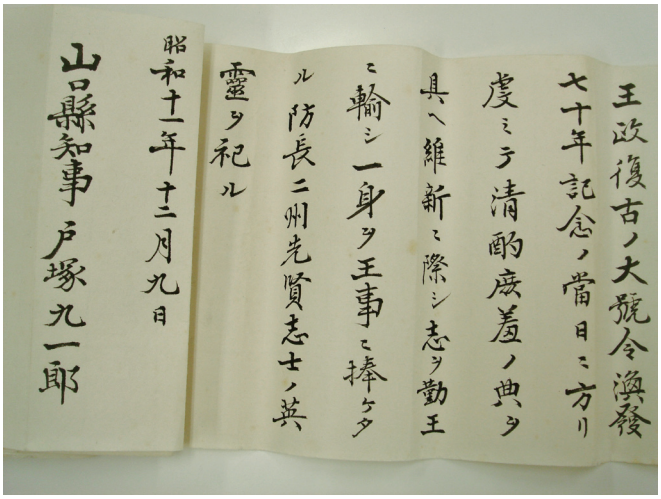
王政復古ノ大號令渙發
七十年記念ノ當日ニ方リ
虔ミテ清酌庶羞ノ典ヲ
具ヘ維新ニ際シ志ヲ勤王
ニ輸シ一身ヲ王事ニ捧ケタ
ル防長二州先賢志士ノ英
靈ヲ祀ル
昭和十一年十二月九日
山口縣知事　戸塚九一郎

「王政復古七十年記念事業一件」
（行政文書県庁戦前Ａ総務433）

亀山公園で開かれた「王政復古七十年記念先賢慰霊祭」（昭和11年）で読み上げられた戸塚知事の祭文

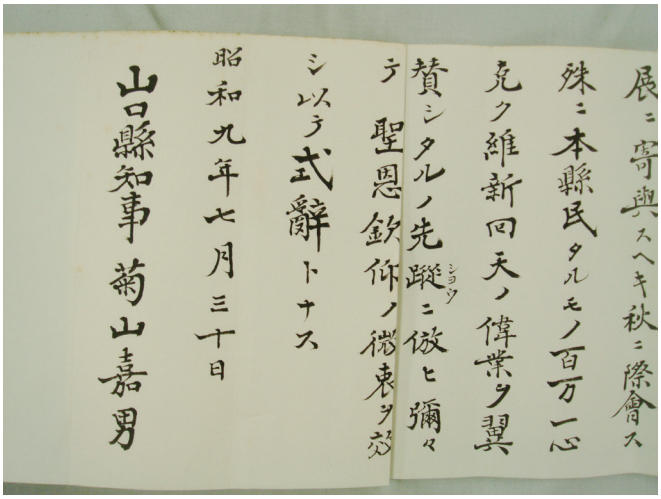
展ニ寄與スヘキ秋ニ際會ス
殊ニ本縣民タルモノ百万一心
克ク維新回天ノ偉業ヲ翼
賛シタルノ先蹤ニ倣ヒ彌々
テ聖恩欽仰ノ微衷ヲ效
シ以テ式辭トナス
昭和九年七月三十日
山口縣知事　菊山嘉男

「明治天皇行幸五十年記念行事一件」
（行政文書県庁戦前Ｂ52）

明治天皇行幸五十年記念式での菊山知事「式辞」（昭和9年7月30日〔山口県師範学校講堂〕）